平成19年3月6日(1) 開議 10時20分

○議長 秋成茂信君

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は15名で定足数に達していますので、平成19年第1回豊前市議会定例 会を開催し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日3月6日から3月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、2番山崎・美議員、 15番岡田義則議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成18年11月から、平成19年1月分の出納例月検査の報告がありました。各報告書については事務局に保管していますので、ご了承願います。

日程第4 提出議案の上程及び提案理由の説明を行います。

今定例会は、付議案件といたしまして、議員から議案4件、市長から議案49件、報告1件の提案があっております。これを一括上程し議題といたします。

まず、最初に、議員提案分について、古川議員から、提案理由の説明をお願いいたします。古川議員。

○3番 古川哲也君

それでは、提出議員を代表いたしまして、議案の説明をさせて頂きます。

今定例会、議会運営委員会委員の連名にて、4つの議案を提出しておりますが、議案番号 に沿って説明させて頂きます。

議案第1号 豊前市議会委員会条例の一部の改正でありますが、平成18年6月、地方自治法の一部改正により、常任委員等の選任について、閉会中においては条例で定めることにより、議長が選任できるようになりました。今までは、補欠選挙で当選した議員が、直ちに委員として委員会活動に参加することができなかったわけですが、この欠点を補い当選後、直ちに、議会の実質的な審査機関である委員会の委員となることができるようになったのが、主な改正点でありました。本市の委員会条例も、それに沿って改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号 豊前市議会会議規則の一部改正について説明いたします。 本件も、地方自治法の改正に伴うものでありますが、主な内容は、委員会にも議案提出権 が認められたこと、それと情報通信技術の発達により、会議録の記録が、磁気ディスク等 の磁気的記録によっても可能となったことであります。会議規則についても、この点を改 正した内容になっております。

議案第3号 豊前市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてでありますが、政務調査費の使途については、昨今、テレビ、新聞等で報道されておりますが、本市においては、領収書等の証拠書類は、会計帳簿とともに、議員各自が責任をもって5年間保管することにしています。今回、より透明性を高めるために、領収書類等の証拠書類も議長に提出し、閲覧に供するようにしたことが大きな改正点であります。

議案第4号 豊前市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でありますが、支給方法については、現在、月割りにして支給しておりますが、これを日割り計算に改めるものであります。なお、正副議長の報酬についても、同様に日割り計算に改めるものでございます。

以上、議員提出案についての説明とさせて頂きます。どうぞよろしくご審議のほどをお 願い申し上げます。以上でございます。

○議長 秋成茂信君

次に、市長から説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日、ここに、平成19年第1回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本議会は、平成19年度の市政運営の基本となる当初予算をはじめ、多くの重要案件について、ご審議をお願いするものでありますが、議案の説明に先立ちまして、今後の行政課題等市政に関する私の所信の一端を申し述べ、議員並びに市民の皆様方のご理解と、一層のご協力を賜りたいと存じます。

平成18年を振り返りますと、新北九州空港開港と、それに合わせての豊前特産品販売 コーナーの出店、写真集ぶぜん、ぶぜんの祭りの発刊、東九州自動車道の築上町から県境 間の事業着手、東部工業団地の完売など、明るい飛躍発展の1年でございました。ひとえ に、市民の皆様と議員の皆様のご協力と、市政へのご理解の賜物と感謝申し上げます。

私自身、市長3期の任期半ばを超えますが、私がこれまで培ってきた経験や、多くの人脈・ネットワークをフルに活用し、市政の更なる発展と活性化、将来を見据えた事業展開を今後も進めてまいります。引き続き、市民の皆様とともに知恵を結集し、汗や感動を共有し、創意と工夫をもって、効率的な行政運営や、市民生活の安定向上に全力で取り組む決意でございます。

さて、我が国の経済情勢は、主要大手企業が過去、最高益を上げるなど回復傾向にありますが、財政は引き続き極めて厳しい状況であります。このため、政府は、経済財政運営

と構造改革に関する基本方針2006に沿って、歳入・歳出一体改革に正面から取り組んでいくこととされております。

一方、地方財政については、地方交付税の法定率分が堅持され、一般財源の総額は確保されたものの、地方財政の現状は、報道などでご存知のように一様に厳しいものがあります。今年度、所得税から個人住民税へ本格的な税源移譲が行われますが、税源の乏しい自治体においては、今後とも、これまで以上に厳しい行財政運営を求められることが予想されます。国のこのような改革や変化に的確に対応するためには、国が地方に求めている地方にできることは地方に、民間にできることは民間に、という理念を市民の皆様に求めざるを得ません。これからは、行財政の運営の効率化と、市民の皆様の自助・自立の精神によってこの難局を乗り越え、市民と行政の協働のまちづくりを目指すことが重要と考えております。

また、少子・高齢化や人口減少、団塊の世代の大量定年による経済への影響、地方分権など、地域を取り巻く大きな変化や、地域間競争が激化する中にあっては、地域の資源や特色を有効に活用しながら、市民の皆様が、その持てる力を最大限に発揮し、個性豊かな新しい地域づくりに取り組んでいけるようにしなければなりません。

そこで、平成19年度においては、将来に向けての市政発展の基盤をつくるため、次の 課題について重点的に取り組んでまいります。

1点目は、本市の最重要課題である行財政改革の推進であります。

今年度は、豊前市集中改革プランによる改革の取り組みの2年目の年であり、引き続き、一層の行財政改革に努めてまいります。具体的には、職員退職の不補充等により、人件費の削減を引き続き行ってまいります。また、市民の知恵と力を活用した公設、公的民営化を推し進め、行政の軽量化を図ってまいります。市立図書館のNPO化、向陽荘の地区主導による民営化、市役所の機構改革を具体化してまいります。

また、不必要な事業は廃止しながら、それで生まれた財源で、将来の芽や市民のニーズに対しての施策の掘り起しなど、バランス感覚のある市政運営を行ってまいります。

更に、一歩踏み込み、市職員の意識改革を図ります。課題発見、計画、創造、他に働きかけ実行する、よく聴き、分かりやすい説明、チームワーク等、競争に負けない活力ある人材の育成に努めてまいります。

2点目は、市町村合併であります。先般、福岡県より本市と吉富町に対して、法定合併協議会設置の勧告が出されました。この勧告を真摯に受け、所定の手続き等をなし、合併実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。議員各位におかれましては、格段のご協力を特にお願い申し上げます。

3点目は、高校跡地と中心市街地の整備についてであります。喫緊の課題として、築上中部、築上北高校の両高校跡地利用問題があります。築上中部高校につきましては、将来の統合中学校用地として確保すること、築上北高校につきましては、まちづくりゾーンと

して活用し、図書館、文化財センター等として具体化を進めてまいります。

市中心部にある緑と池の空間という絶好の環境を大事にした人と人の出会いと交流の場、癒しの広場を創設していきたいと考えております。また、上町団地の高層化、赤熊地区での県営、市営住宅の建設や宅地分譲など、中心市街地への定住促進策を進め、商店街の活性化を図り、住みやすく、コンパクトで賑わいあふれる、お年寄りや障害者にも優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

4点目は、京築地域の活性化についてであります。平成18年6月から4年間、豊前市に、京築広域市町村圏事務組合の事務所が置かれ、私が、その組合長を務めております。 この4年間、地域の中核として、京築全体の浮揚を図らなければなりません。

現在、福岡県と京築地域の自治体で、京築地域活性化構想の作成を進めており、今年度から、戦略プロジェクト事業を推進してまいります。京築地域の中核都市として、今後も 広域連携の強化と地域の発展に努めてまいります。

以上、4点について申し上げました。豊前市の明日を決める平成19年度の今の今、意を強くし確信をもって表明をさせて頂きました。

次に、本年度の主要政策と、その取り組みについて申し上げます。

まず、安全・安心のまちづくりについてであります。地震・台風などの自然災害や、子どもを狙った事件、また、健康被害や火災の発生など、市民生活を脅かす様々な危機に対する不安が強まっております。これらの危機に対して、的確に対応するために、発生時の初動体制の確立をはじめとした危機管理体制の充実や、消防・救急体制及び地域防災力の強化を図るとともに、各種啓発活動を充実させ、防災・防犯意識の向上を図り、市民と行政との連携を一層推進してまいります。また、消防法の改正により、火災報知機の設置が義務付けられたことから、公営住宅への設置をはじめ広報活動を行ってまいります。

次に、福祉の充実についてであります。少子化は、社会の成り立ちにも影響を及ぼしかねない大きな問題であり、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整えることは、国はもとより、本市においても、長期的な視点をもって取り組まなければならない重要な課題であります。そこで、今年度から新たな少子化対策として、児童手当の乳幼児加算をはじめ、すこやか赤ちゃん出産祝い金の2人目からの支給や、子育てサポートセンター機能の充実、放課後児童クラブの拡充を図ってまいります。また、地域、企業、行政などが連携、協調し、未来の担い手である子供の成長を社会全体で支える仕組みづくりを進めてまいります。

次に、障害者福祉につきましては、障害者自立支援法による新しい制度のもと、障害のある方々が、その有する能力、適正に応じて、自立した生活を送ることができるように努めてまいります。高齢者福祉につきましては、地域の連携、支え合いがより強く求められる中、介護保険法の改正による変化に的確に対応してまいります。また、医療制度改革の一環として、平成20年4月から、75歳以上の高齢者等は、後期高齢者医療制度に加入

することになります。この制度は、県内すべての市町村が加入する福岡県後期高齢者医療 広域連合が運営されることとされ、制度移行のための準備を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、40歳以上の加入に対して、特定健康審査や必要に応じた特定保健指導を実施することが義務付けられることにより、特定健診・特定保健指導計画の策定に取り組んでまいります。また、関係機関と連携を図りながら、引き続き国保へルスアップ事業に取り組み、住民の健康度を引き上げ、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

農業につきましては、農地・農業用水路等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になってきていることから、地域ぐるみでの共同活動と、農業者ぐるみでの営 農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策事業に今年度から取り組んでまいります。

林道につきましては、広域基幹林道豊築・松尾線を引き続き推進し、林業の開発と林道の整備に努めます。また、森林整備地域活動支援交付金制度や、里山エリア再生交付金事業などを活用し、荒廃していく森林の保護と再生を目指してまいります。

更に、農林水産物や加工品の販売促進を図るため、商工関係者と連携をした取り組みを 行い、豊前ブランドの育成や、地産地消の拡大に努めてまいります。

次に、商工観光の推進につきましては、引き続きTMO構想の推進を支援して、今年度は空き店舗、空き地対策事業などを実施し、商工業者や関係団体との連携を強化してまいります。

また、企業誘致につきましては、地場企業37社が参加して、豊前地域自動車産業参入協議会が設立されました。協議会と連携を図りながら、今後も地場企業の一層の振興と、自動車産業誘致に全力で取り組んでまいります。

観光につきましては、宣伝活動を積極的に推進するとともに、観光資源の発掘を推し進め、特色あるふるさと豊前づくりを積極的に推進してまいります。

次に、都市基盤の整備についてであります。東九州自動車道につきましては、地元市町、 経済界等と一体となって、早期整備を支援するため、豊前土木事務所内に福岡県高速道路 対策室豊前駐在チームが編成されております。本市からも職員1名を派遣しており、市と して全面的に支援することとしております。

市内の主要幹線につきましては、街路事業であります上町・沓川池線をはじめ、八屋・ 求菩提線の歩道設置事業、四郎丸・野田線、赤熊59号線等の道路改良事業を進めてまい ります。また、市内の県道、犀川・豊前線等の整備促進を図ってまいります。

次に、赤熊南区画整理事業につきましては、土地区画整理事業の完了に向けて、換地処分を行うほか、区画内に集会所を建設し、保留地の販売促進を努めてまいります。

また、市営住宅建替え整備計画に基づいて、本年度、上町団地54戸の完成を目指します。更に、良好な景観形成を図るため、景観行政団体の指定を受け、景観計画の策定に取

りかかります。

教育の充実について申し上げます。学校教育の点では、まず、いじめの問題につきましては、どの学校でも、どの子にも起こりうるという認識をもち、正面から立ち向かうことを徹底いたします。次に、知育、体育、徳育のバランスのとれた教育を目標に、研究の成果を各校に広める研究指定校制度や、教育研究大会等を引き続き取り組んでまいります。

また、外国人指導助手の中学校への派遣や、小学校の総合学習に伴う英語指導助手の派遣、更に、小規模校への加配教員の配置を引き続き実施し、児童・生徒の健全育成にも積極的に取り組んでまいります。教育環境の整備・充実につきましては、老朽化した横武小学校の屋内運動場建替事業を実施いたします。

社会教育につきましては、今年度、人権センターを設置し、人権のまちづくり委員会や人権研究協議会を中心とした活動を通じ、行政の主体性・教育の中立性を確保しつつ、市民1人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進してまいります。公民館の整備として、八屋公民館の増築を進めてまいります。また、体育施設の活用を図り、スポーツイベントやレクリェーション活動の充実に努め、市民の健康増進と体力向上、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

芸術文化面におきましては、多様化する文化・芸術活動の醸成を引き続き積極的に推進 してまいります。また、求菩提景観保存事業並びに史跡整備事業を進め、貴重な文化財の 保護・保存・活用に努めてまいります。

最後になりますが、平成19年度は、第4次豊前市総合計画の後期基本計画期間の最終年度であります。議会をはじめ市民の皆さん、更には、関係者のご理解とご協力を頂きながら、後期基本計画を策定し、目指す都市像である人が元気、まちが輝く、豊前から未来の風が吹く、の実現に向けて各種施策の着実な推進を図ってまいります。

以上、主な事業や施策につきまして、その所信の一端を申し述べさせて頂きましたが、 今後も市民生活の安定と、市勢の限りない発展のために、職員ともども一丸となって全力 を尽くしてまいる所存でありますので、議員並びに市民の皆様からのご指導ご協力を賜り ますようお願い申し上げます。

それでは、議案の順序により、提案理由の説明を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件15件、協議案件15件、予算案件16件、 その他の案件3件、報告案件1件の計50件であります。

議案第5号は、豊前市功労者表彰条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、豊前市長等政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

いずれも、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第7号は、豊前市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 社会経済情勢の変化に対応し、効率的な行政運営を実施するため、組織機構を改定するた めの案件であります。

議案第8号は、豊前市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第9号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてであります。特別職の職員で非常勤のものの報酬の支給方法 を見直すため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第10号は、豊前市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備す るための案件であります。

議案第11号は、豊前市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について であります。平成18年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴い、豊前市職員の 給与改定をするための案件であります。

議案第12号は、豊前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、豊前市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第14号は、豊前市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 地方自治法第260条の2第2項の許可を受けた地縁による団体及び特定非営利活動促進 法第2条第2項に規定する法人について、市民税を減免するため、関係規定を整備するた めの案件であります。

議案第15号は、豊前市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 税務証明事務の電算システムの更新により、証明の様式が変更となることに伴い、関係規 定を整備するための案件であります。

議案第16号は、すこやか赤ちゃん出産祝金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。住民の出産を奨励するとともに、子どもの誕生を祝福し、健やかな成長に資するため、第2子以降の出産に祝金を支給することとするための案件であります。

議案第17号は、豊前市敬老祝金条例の制定についてであります。75歳以上の高齢者 全員に支給する方法を改め、人生の節目の年齢に対し、敬老祝金を支給することとするた め条例の全部を改正する案件であります。

議案第18号は、豊前市副市長定数条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副市長の定数を定めるための案件であります。

議案第19号は、辺地総合整備計画の変更についてであります。地域格差の是正及び地域住民の福祉向上を図るため、辺地総合整備計画を変更いたしたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、市議会

の議決を求める案件であります。

議案第20号は、字の区域の設定であります。土地区画整理法第3条第4項の規定による豊前都市計画事業赤熊南土地区画整理事業の実施に伴い、字の区域の設定が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第21号は、豊前市道路線の認定及び変更についてであります。

道路法第8条第1項及び10条第2項の規定に基づき、豊前市道路線を認定及び変更に当たり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第22号は、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減についてであります。市町村の合併による福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第23号は、福岡県自治振興組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、福岡県自治振興組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第24号は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減についてであります。市町村の合併による福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第25号は、福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について、議案第26号は、京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、議案第27号は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、議案第28号は、上毛町外一市一町矢方池土木組合規約の変更について、議案第29号は、豊前市外二町財産組合規約の変更について、議案第30号は、上毛町外一市財産組合規約の変更について、議案第31号は、豊前広域環境施設組合規約の変更について、議案第32号は、豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について、議案第33号は、吉富町外一市中学校組合規約の変更についてであります。

以上の9議案は、いずれも、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第34号は、福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第35号は、福岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。 新たに創設された後期高齢者医療制度の効率的な実施を図るため、福岡県内のすべての市 町村の協議により規約を定め、福岡県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、 地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第36号は、平成18年度豊前市一般会計補正予算第3号であります。

今回の補正につきましては、本年度決算見込による補正及び職員退職手当等について、所要の措置をいたしたところであります。このことによる補正額は、5065万8000円の補正で、補正後の予算総額は、112億6604万2000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明を申し上げます。

2款総務費に、2億2394万円の補正であります。その主なものは、職員退職手当2億2626万4000円、市バス事業特別会計繰出金145万円の補正であります。

3款民生費は、9388万1000円の減額補正であります。その主なものは、介護保険広域連合負担金3326万3000円、知的障害者援護支援費3000万円、私立保育所運営費2070万円、児童扶養手当1181万6000円の減額によるものであります。

4款衛生費は、水道事業会計補助金を8501万2000円補正するものであります。 5款労働費は、136万7000円の減額補正であります。その主なものは、専修学校 等技能習得資金貸付金を138万円減額するものであります。

6款農林水産費は、3932万2000円の減額補正であります。その主なものは、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金1410万7000円、ほ場整備及び広域農道整備事業費を2026万7000円、水産振興費の各種補助金負担金を160万5000円減額するものであります。

8款土木費は、1億1525万円の減額補正であります。その主なものは、八屋・求菩提線道路改良事業5000万円、赤熊59号線道路改良事業2000万円、上町団地建替事業4600万円を減額するものであります。

9款消防費は、消防施設費を271万2000円補正するものであります。 その主なものは、消火栓設置費を245万5000円補正するものであります。

10款教育費は、668万4000円の減額補正であります。その主なものは、小学校費403万4000円、求菩提山史跡整備事業、埋蔵文化財発掘調査事業を190万円減額するものであります。

12款公債費は、一時借入金利子を450万2000円減額するものであります。 この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国庫支出金、地方債等の特定財源のほか、一般財源として、地方交付税等をそれぞれ歳入見込により計上し、財政調整基金を減額措置いたしたところであります。

議案第37号は、平成18年度豊前市公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、公共下水道建設費3400万円の繰越明許費の補正であります。

議案第38号は、平成18年度豊前市バス事業特別会計補正予算第1号であります。 今回の補正は、バス運行委託料55万円の減額補正であります。 議案第39号は、平成18年度豊前市水道事業会計補正予算第2号であります。 水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算の補正で、収益的収入の8501 万2000円で、一般会計からの補助金であります。

議案第40号は、平成19年度豊前市一般会計予算であります。 その概要について、ご説明を申し上げます。

歳入につきましては、主要な自主財源であります市税は、所得税から住民税への税源移譲や、恒久的減税の廃止、また、企業業績の伸びにより、法人税の増収が見込まれることから、市税全体におきましては、前年度と比較して、約3億円余の増を見込み計上いたしております。一方で、先行して税源移譲された所得譲与税や、恒久的減税の代替として配分されていた地方特例交付金が廃止され、また、地方交付税並びに臨時財政対策債、減税補填債の減収を合わせますと、差引き約900万円あまりの減収が見込めるなど、本市の財政は依然として厳しい状況に置かれております。

一方、歳出におきましては、加速する少子・高齢化社会や、循環型社会への対応、教育環境の整備、人口増対策、中心商店街の整備、電子自治体の構築などの行政需要が引き続き求められておりますが、厳しさを増す財政状況により、引き続き、豊前市集中改革プランに基づき、人件費の抑制をはじめ、行政経費全般について、更に徹底した見直しを行い、財源の確保を図ったところであります。

投資的経費につきましては、上町団地建替事業、赤熊南土地区画整理事業、八屋・求菩 提線、四郎丸・野田線道路改良事業、求菩提山史跡整備事業などの継続事業をはじめ、新 規事業として、横武小学校屋内運動場建替事業などを措置いたしたところであります。

このことにより、一般会計予算の総額は113億680万円で、対前年比3億1640万円、2.9%の増となっております。

この歳入予算は、歳出予算措置に伴う国県支出金及び市債などの特定財源のほか、一般財源として、市税、地方交付税などを予算措置いたしたところであります。

以上、歳入歳出予算の概要について申し上げましたが、各細目別につきましては、それぞれ関係委員会において、ご審議のほどをお願いいたします。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

議案第41号は、平成19年度豊前市国民健康保険事業特別会計予算であります。

予算額は38億7486万3000円で、対前年2億3270万円、6.4%の増で、 これは主に、保険財政共同安定化事業拠出金の増によるものであります。

議案第42号は、平成19年度豊前市老人保健特別会計予算であります。

予算額は45億9495万7000円で、対前年3782万2000円、0.8%の増で、 これは医療給付費の増によるものであります。

議案第43号は、平成19年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計であります。 予算額は2876万3000円で、対前年684万3000円、31.2%の増で、これ は主に、長期債繰上償還金の増によるものであります。

議案第44号は、平成19年度豊前市農業集落排水施設事業特別会計予算であります。 予算額は3725万4000円で、対前年278万7000円、8.1%の増で、これは 下水道台帳システム作成業務委託料の増によるものであります。

議案第45号は、平成19年度豊前市公共下水道特別会計予算であります。

予算額は5億5414万8000円で、対前年2億5855万5000円、31.8%の減で、これは主に、公共下水道建設費長期債償還金の減によるものであります。

議案第46号は、平成19年度豊前市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。 予算額は1000万円で、前年度と同額であります。

議案第47号は、平成19年度豊前市営駐車場事業特別会計予算であります。

予算額は850万円で、前年度と同額であります。

議案第48号は、平成19年度豊前市バス事業特別会計予算であります。

予算額は3657万9000円で、対前年740万5000円、16.8%の減で、これは主に、バス購入費の減によるものであります。

議案第49号は、平成19年度豊前市水道事業会計予算についてであります。

当年度の業務予定量は、給水件数6683件、年間総配水量205万6000㎡、1日平均給水量5617万㎡の予定であります。第3条予算の収益的収入及び支出予定額は、収益4億5780万6000円で、その主なものは、営業収益4億5332万円、営業外収益448万5000円であります。支出の費用は5億3994万2000円で、その内訳は、営業費用4億9843万5000円、営業外費用4100万5000円、その他、費用50万2000円を予定しており、実質損失8213万6000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額は、収入2億3000万1000円で、 その主なものは、企業債1億6780万円、出資金1660万円、国庫補助金1660万円、工事負担金2900万円等を見込んでおります。

支出につきましては、3億3373万8000円で、その内訳は、建設改良費に6026万1000円、第8期拡張費に6783万6000円、企業債償還金に1億8082万5000円、長期借入金償還金に2481万6000円を予定しております。

収入額が、支出額に対して不足する額1億373万7000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第50号は、平成19年度豊前市東部地区工業用水道事業会計予算であります。 当年度の業務予定量は、給水事業所数1社、年間総給水量13万8700㎡、1日最大給水量1800㎡の予定であります。第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益1794万1000円で、その主なものは、営業収益655万5000円、営業外収益1138万6000円であります。支出の費用は1790万円で、その内訳は、営業費用1528万2000円、営業外費用251万8000円、予備費10万円を予定しており、実 質利益は4万1000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出についてでありますが、今年度は、施設整備等を行う予定はありませんので、収入及び支出ともに0円となっております。

議案第51号は、豊前市学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の制定について であります。地域住民の生涯学習の推進を図るため、山田地区に学習等供用施設を設置す ることに伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第52号は、豊前市・吉富町合併協議会の設置についてであります。

地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき、福岡県知事から、合併協議会設置の勧告を受けたので、市町村の合併の特例等に関する法律第61条第3項の規定により、意見を付し、別紙のとおり規約を定め、豊前市・吉富町合併協議会を設置することについて、議会の議決を求める案件であります。

議案第53号は、平成19年度豊前市一般会計補正予算第1号であります。 今回の補正は、豊前市・吉富町合併協議会負担金100万円の補正であります。

報告第1号は、豊前市国民保護計画についてであります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、豊前市国民保護計画を作成しましたので、同条第6項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、 緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決く ださいますようお願い申し上げます。

なお、議案第22号から議案第35号まで及び議案第52号につきましては、今月末までに手続きを完了する必要がありますので、県への申請等、以後の手続きに日数を要するため、本日ご審議の上、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長 秋成茂信君

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第22号から議案第35号まで及び議案第52号の15件を一括議題として議案の質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑に入ります。質疑の方はありませんか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

議案第52号の合併の件について質問いたします。

まず、最初に、この議案は、県知事の勧告という形で、今回、提案することになったわけですが、今回の勧告という措置について、市長はどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長 秋成茂信君 市長。

○市長 釜井健介君

以前から、いろいろ議論もありましたけれども、我が市と吉富町は、福岡県の一番東部でございますので、今までどちらかと言いましたら、行政的な県の措置も弱い所ではなかったかと思いますので、協議を吉富と豊前、そして、県も一緒になって議論ができる場というふうに前向きに思っております。

○議長 秋成茂信君 宮田議員。

○8番 宮田精一君

昨年の12月議会で、議会が推進決議を行ったわけですが、その後、市として、県から 意見聴取をされたと思うんですが、今日は、この議案の中の2ページには、この意見書が 添付されておりますけれども、これはこのままなんでしょうか。それとも、何か、その他 の意見とかということは述べられたのでしょうか。

- ○議長 秋成茂信君 市長、答弁。
- ○市長 釜井健介君 以上です。述べておりません。
- ○議長 秋成茂信君 宮田議員。
- ○8番 宮田精一君

市民の意見を市政に反映させるという方法として、アンケートとか住民投票という手段 があると思うんですが、このような方法をとるという意思はあるんでしょうか。

- ○議長 秋成茂信君 市長。
- ○市長 釜井健介君 それも1つの方法かと思いますけれども、私はそういう意思はありません。
- ○議長 秋成茂信君 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号については、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって文教厚生委員会に付託いたしました。

議案第22号から議案第34号まで及び議案第52号の14議案については、会議規則 第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、只今の14議案については委員会付託を省略いたします。 ここで会議運営上、暫時休憩いたします。

> 休憩 11時15分 再開 11時45分

○議長 秋成茂信君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行ないます。 文教厚生委員長から委員長報告を願います。村田委員長。

○5番 村田喜代子君

皆様、こんにちは。文教厚生のほうに付託されました福岡県後期高齢者医療広域連合の 設置についての話合を、只今、第1会議室で行いました。

この制度は、平成18年6月の通常国会で成立しました医療制度改革関連法案のうちの老人保健法にかわる高齢者の医療の確保に関する法律の設置でございます。創設でございます。それに伴い、豊前市としては如何するか、ということでございますけれども、福岡県として、これは行なっていくようになっております。今、執行部のほうから説明を受けまして話合い、議論した結果、3対1で文教厚生といたしましては可決いたしました。

ご報告申し上げます。

○議長 秋成茂信君

議案第22号から議案第34号及び議案第52号については、委員会付託省略のため委員長報告はありません。以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

私は、議案第35号及び議案第52号に対して、反対の立場から討論いたします。 まず、議案第35号でありますが、この議案は、先の第164国会で、医療制度改革関連 二法として、昨年6月14日に与党2党だけの賛成で成立した関係の議案として、今回の 提出に至ったものだと思います。今回、国会の論戦においては、我が党はじめ民主、社民、 国民新党も高齢者への差別医療を持ち込む危険性があると指摘して反対いたしました。

国会で成立した法律をもとに、提案せざるを得ないという執行部の立場も分からなくはありませんが、昨年1月の所得税の定率減税の半減、同じく6月の住民税の定率減税の半減、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、高齢者の非課税限度額の廃止、そして、今年1月の所得税の定率減税の全廃、そして、6月からは住民税の定率減税も全廃になり

ます。このように高齢者に重い負担がのしかかっている今日、更なる負担を被せることは許されないと思います。このような理由から、私はこの議案に反対いたします。

次に、議案第52号についてでありますが、今回の合併問題については、その必要性、 展望などが明らかにされていないと思います。また、アンケートや住民投票など、民主主 義を保証する手続きについても、なんら担保されていないと思います。間接民主主義と直 接民主主義が補完しあうのが真の民主主義であります。こういった考えの立場にたてば、 今回の手続きは不十分であると思います。よって、私はこの議案に反対いたします。 以上です。

○議長 秋成茂信君

これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第22号から議案第34号まで13件を一括採決いたします。

本案13件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案13件は原案のとおり可決されました。 次に、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 豊前市・吉富町合併協議会の設置についてを採決いたします。 本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって議案第52号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程はすべて終わりました。

3月12日及び13日の本会議において、一般事務についての質問を行います。

なお、議案に対する質疑は3月13日のみといたします。

一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時52分